

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第121号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 京都市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように

改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

(京都市地球温暖化対策条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 京都市地球温暖化対策条例施行規則等の一部を改正する規則(令和3年3月30日京都市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条中京都市地球温暖化対策条例施行規則第41条の改正規定を次のように改める。

第41条中「第74条第2項」を「第76条第2項」に、「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることができる。

第41条を第44条とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)